

【構成】 本体+資料（設置条例、名簿、諮問書、開催等状況、データ等）
* 素案に記入されている資料番号等は仮のもの。

小金井市立保育園の
役割と在り方について
答 申
(素案たたき台)

令和7年5月 日

小金井市立保育園の在り方検討委員会

はじめに

小金井市立保育園の在り方検討委員会は、2024年6月20日に設置され、市長から市立保育園の役割と在り方について諮問を受けた。その検討結果を、ここに答申するものである。

小金井市が、本答申を具体化し、市全体の保育の質の維持・向上に向けて真摯に努力されることを望むものである。はじめに、本委員会設置の経緯と目的、諮問内容、本委員会の経過について述べてきたい。

市立保育園の在り方をめぐっては、

2006年 児童福祉審議会（現行体制維持を推奨）

2015年 保育検討協議会（民営化に関する賛否に複数見解）

という議論があった。その後、2017年に市が策定した行財政改革プラン2020において、市立保育園3園の民営化が計画されている。

2021年には、長く市内の保育施設で引き継がれてきた良質かつ安全・安心な保育が継続され、子どもたちが健やかに成長できるよう「小金井市すこやか保育ビジョン」・「保育の質ガイドライン」を、2022年には、市立保育園2園の段階的縮小等を定めた「新しい保育の総合的な見直し方針」を市は策定した。その後、前市長によって、小金井市市立保育園条例の専決処分による改正が行われたが、市議会は同処分を承認せず、前市長は辞任した。

市議会は、新たな市長が同年12月に上程した市立保育園条例を専決処分前に戻す改正案と、翌年3月に上程した市立保育園の在り方検討委員会設置条例を否決した。2024年2月には、東京地方裁判所において「小金井市市立保育園廃止処分取消等請求事件」について、専決処分の取消は却下、入園不可処分取消し、専決処分は違法との考えが示された判決が出された。市は控訴せず、判決が確定している。

こうした状況の中、2024年3月、市は改めて市立保育園の在り方検討委員会設置条例（資料1）を上程し、市議会に議決された。本委員会の設置目的は、同条例第一条において「小金井市全体の保育の質の維持向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図るため」と規定されている。

2024年6月20日に、本委員会が設置され、市長から諮問を受けた。

諮問内容は、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けた「小金井市立保育園に期待される役割について」、「小金井市立保育園を取り巻く課題について」、「小金井市立保育園の在り方について」である（資料2）。

本委員会は、2024年6月20日から2025年5月15日にかけて10回開催され、議論を重ねてきた。その間、市は、保護者・市民・保育者へのアンケート、2回にわたる市立保育園保護者・民間保育園保護者・市民によるワークショップ、児童インタビュー、保育園職員アンケートを実施し、本委員会ではそれらも踏まえて議論を進めてきたものである（資料3）。

本委員会は、市全体の保育の質の維持・向上に向けた市立保育園の役割と在り方について、非常にタイトなスケジュールの中、複雑な経緯と状況、多岐にわたる論点を踏まえて、真摯な議論を重ねてきた。市においては、本答申を具体化し、市全体の保育の質の維持・向上に向けて真摯に努力されることを望むものである。

1 小金井市における保育等の現状

(1) 小金井市における保育等の取組

① 待機児童対策と整備状況

市では、2014年4月時点で257人まで増加した待機児童を早期に解消するため、民間保育園整備を進めてきた。その結果、民間認可保育園は39園まで増え、2023年4月時点で「待機児童ゼロ」となった。「保育園を考える親の会」の調査でも、本市の入園決定率は87.1%（2024年4月現在、保育園を考える親の会『100都市保育力充実度チェック2024年版』・資料Xa：本資料P15参照）と高いものとなっている。現在では、市内で保育園を利用する児童の8割以上が民間保育園に通う状況となっている。

なお、小金井市は市立保育園5園を維持してきたが、民間保育園の整備が進んだ結果、認可保育園に占める市立保育園の率は11.4%で周辺市の平均よりも低くなっており（公立保育園設置率、資料Xa：本資料P15）、園庭保有率も38.6%と同調査では都下最低となっている。また、障害児の受入可能園数の比率は79.5%と、都内でも低いものとなっている。（障害児保育実施率・資料Xa：本資料P15）

② 保育の機能拡充と保育料負担軽減

小金井市では、延長保育、一時保育、アレルギー対応、こども家庭センターとの連携等、保育機能拡充の取組を進めてきた。2025年度の市内の認可保育園44園における対応状況は、延長保育と給食アレルギー対応は全園、特別支援保育は36園、エビパン対応は35園、医療的ケア児は11園、一時保育は16園となっている。（『令和7年度保育施設等入所案内』）。

小金井市においては、延長保育、給食アレルギー対応や定員拡充について、民間保育園が率先して取り組んできた実績がある。資料Xa：本資料P15の数字で見ても、小金井市は長時間延長の実施率も周辺市よりも高いことがわかる（延長保育実施率、平均実施時間）。

また、3歳未満児の保育料は、同年齢・一定所得水準と比較して他市よりも安く（1歳児保育料・資料Xa：本資料P15）、3歳以上児の給食費は市の財源で無償化するなど、保護者の負担は低く抑えられてきたことがわかる。

③ 保育体制の確立

小金井市では、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。算出されている児童福祉費及び民間保育園補助金の金額は、都内でも高い水準にある。しかし、資料Xa：本資料P15にあるとおり、市立保育園及び一部の民間保育園においては旧都基準での保育士を配置しているものの、それ以外の保育園では国基準での配置となっており、周辺市と比べると不十分なものとなっている。

また、保育の質の見守りのための巡回支援や指導監査、保育士の人材育成・処遇改善支援なども、小金井市として保育体制を固めるための重要な課題と認識されており、取組を進めているところである。特に指導検査については、2024年に市単独で緊急の検査を行なったが、施設の急増に対応しきれていない現状がある。

④ 地域の在宅子育て家庭への支援の現状

市では、国の地域子育て拠点事業の補助を受けて、子ども家庭支援センターにおいて親子遊び広場事業「ゆりかご」を、児童館4箇所において子育てひろば事業を実施してきた。そして、児童館における子育てひろば事業には、市立保育園から栄養士・看護師・保育士を必要に応じて派遣してきたところである。2023年度には、児童館子育てひろば事業は各種事業を合計して1,275回開催され、延べ27,676人が利用している。(資料Xc)

このほか、公民の保育園において、みんなであそぼう保育園(市立3、民間15)、園庭開放(市立3、民間4)などの取組も行なっている。

⑤ 保育ビジョンの策定

市では、2021年3月に、長く市内の保育施設で引き継がれてきた良質かつ安全・安心な保育が継続され、子どもたちが健やかに成長できるよう「小金井市すこやか保育ビジョン」及び「保育の質ガイドライン」を策定した。同ビジョンでは「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」として、

すべての子どもの最善の利益を保障し、
現在を最もよく生き、望ましい未来を
創り出す力の基礎を培います。

地域の自然や人々とつながる中で
多様な体験や仲間づくりを通して
質の高い保育を目指します

と定めている。そして、本ビジョン及びガイドラインの理解・共有のための民間保育園も含めた市内保育園の保育士に対する合同研修を2022年から実施し、これまでに延べ132人が受講している。

本ビジョンでは、「保育の現状と課題」の中で、「待機児童の状況」、「保育の質の維持・向上」、「多様な保育ニーズへの対応」の3つを課題として挙げている。そして、「保育の質の維持・向上」では「保育士の確保」と「市内保育施設等との連携・幼保小連携」を、「多様な保育ニーズへの対応」では「特別な配慮が必要な子どもの支援」・「アレルギーのある子どもの保育」・「要保護児童・要支援家庭の支援」・「休日保育や一時預かり等」・「病児保育・病後児保育」を具体的な課題としている。

これらについては、具体的な取組を進めていっているが、それぞれ課題もあるため、次項の「(2) 小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題」で詳しく述べる。

(2) 小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題

① 待機児童対策および必要利用定員の見通し

待機児童の解消については2023年4月に「待機児童ゼロ」を達成したが、1歳児や年度途中の0歳児などには一部厳しい入園事情もあり、対応が必要な地域があることがわかっている(資料Xb)。

一方、少子化の著しい進行があり、今後の定員管理にも課題がある。

2024年4月1日における我が国の15歳未満人口は、過去最少の1,401万人で、1982年以来43年連続の減少となった。本市における2025年4月1日

現在の15歳未満人口は15,675人で、2022年の15,742人をピークとして、ここ3年は微減が続いている状況である。

4月1日現在の就学前児童数(0~5歳)は、2025年は5,716人で、2021年の6,502人をピークに、近年は減少している。2025年3月に改定した「のびゆくこどもプラン こがねい」では、2029年の就学前児童数を5,542人と推計しているところである。

このため、市内の認可保育施設の4月1日時点の状況としては、0歳児・3~5歳児中心に「空き」が生じており、市では民間保育園の運営安定のために0歳児の欠員に対する補助を独自に行っているところである。

② 保育の量の拡充から質の拡充へ

国は、2023年12月22日に「こども未来戦略」を閣議決定し、保育に関連しては保育の量の拡充から質の拡充へと力点を移すという方向性のもと、保育士配置基準を見直した。2024年度から3歳児の「15:1」を基準化するとともに、4・5歳児の職員配置基準を「30:1」から「25:1」に改善し、また、1歳児についても、2025年度以降早期に「6:1」から「5:1」への改善を進める予定としている。

小金井市においても、これらの国の動きに対応し、公民の保育施設において新基準の保育士配置はもちろん、多様なニーズへの対応のための保育士が確保・育成できるように施策を打っていく必要がある。

またこの間、市内保育園においても、いくつかの不適切事案が発生している。園児置き去りや園児に対する不適切な言動等の不適切保育、保育士の配置報告での水増し、補助金の不正な受給、保育士の大量退職などあった。これらは子どもの健やかな育ちを守られる権利、質が確保された保育を受ける権利を損なうものであり、防止は行政の責任である。

ほとんどの保育現場では適切な保育が行われているが、市として不適切事案を防ぎ、改善していくためには、巡回支援や指導検査等の取組が欠かせない。しかし、現状では、指導検査はほぼ都と合同での年数回の実施であり、2024年度には市単独で緊急の指導検査も行ったが、急増する民間保育園に実施しきれていない。設立以来一度も指導検査がされていない民間保育園もある状況であり、行政として指導検査体制の拡充は必須である。

③ すべての子どもの権利保障と多様な支援ニーズへの対応

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が2023年4月に施行された。同年4月1日にはこども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国を挙げた取組が進められている。

本市においては、2009年3月に小金井市子どもの権利に関する条例が制定・施行され、「子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくること」を目指している。

こども基本法では、「全てのこどもについて、(中略)その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」ことが明記されており、児童発達支援センターの機能強化(2024年児童福祉法改正施行)や医療的ケア児の支援(2021年医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行)などの施策は、その実現を目指すものと言える。

児童発達支援センターは地域の障害児支援の中核的役割を担うよう求められているが、改正に伴い改訂された「児童発達支援ガイドライン」は、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進のため、保育所等への移行や併行利用も支援するように

児童発達支援（センター、事業）に求めている。

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児及びその家族に対する支援策を国や地方公共団体の責務とするとともに、保育所等の運営者にも、在籍する医療的ケア児に適切な支援を行う責務を課している。

小金井市では、2023年度に障害児は市立保育園5園・民間保育園29園で合計119人を受け入れている。障害児の受入れは2021年度の78人から拡充されているが、更なる受け入れ体制の充実が求められている。医療的ケア児は、2025年4月現在、市立保育園2園・民間保育園2園で合計6人を受け入れているが、同様に拡充が求められる。

④ 地域の子育て支援の拡充

国は、子育て困難家庭への支援、児童虐待防止などを徹底するため、「子育て世代包括支援センター」（母子保健）および「市町村子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）の事業の普及を企図してきたが、2022年6月児童福祉法を改正して、これらの一体的運営を実現する「こども家庭センター」の設置を市町村の努力義務とした。「こども家庭センター」は、子育て家庭に身近な市町村が、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実現するための主体となる機関と目されている。必要な場合にはサポートプランを作成し、認可保育園も含む関係機関と連携して支援を構築する。

この児童福祉法改正では、区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所）を設けることも市町村の努力義務としている。こども家庭センターに相談することに抵抗がある場合なども、気軽に立ち寄れる窓口として想定されている。

このように「子育ての孤立」が社会問題化する中、市町村、認可保育園等関係機関に、地域の子育て家庭（在宅子育て家庭）を支援する役割がより強く求められるようになってきている。

小金井市では、前述のとおり、児童館4箇所で「子育てひろば」、親子あそびひろば「ゆりかご」（こども家庭センターの一角、民間に委託）を設けて、地域の在宅子育て家庭の親子の交流の場の提供、子育て相談等の在宅子育て支援を実施してきた。

また、2024年4月にこども家庭センターを設置して、それまで子ども家庭支援センターが担ってきた児童福祉に母子保健を統合した。

市立保育園は、すでにこども家庭センターとの連携を開始し、要請を受けての緊急対応なども行なっている。このような体制が定着し、国が構想するようなこども家庭センターとさまざまな機関との連携が軌道に乗るまでには、地域の各機関がその地域における役割や連携体制についての相互理解を深め、途切れることなく連携体制を継続するための努力が必要となる。

在宅子育て支援については、このほか 2024年に法定された「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が2026年に本格実施となる予定である。東京都はすでに「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を実施している。

こういった一時的な保育の利用は、子どもにとっては、家庭ではできない遊びの体験、親以外の大人や子ども同士のかかわりを通して育ちを支援されること、保護者にとっては、子ども理解を助けられたり専門職の助言や共感が得られたりして子育てを支援されることにつながる。同時に、従来から普及している一時預かりの制度も含め、これらの一時的な保育が、隠れた支援ニーズの発見や、懸念が大きい支援ニーズに対する直接的で包括的な支援を可能とするものとして、在宅子育て支援の重要な手立てとなっている。

小金井市では、今後これらの事業をどのように展開していくかが課題になっている。待機児童の解消により一時保育の利用が減少する一方で、市立保育園が実施する一時保育に対して定員以上の申込がある状況も報告されている。また、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」が幼稚園において実施されている。

⑤ 市立保育園が直面する問題

先述の「保育ビジョンで挙げられている課題」のとおり、「保育士の確保」が大きな課題となっている。令和7年4月1日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、任期付職員・会計年度任用職員では多くの欠員が生じており、正規職員に負担が掛かっている状況である。保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけ精一杯の現状が多数訴えられていた。行財政改革プラン2020において、市立保育園の民営化が計画され、定員管理上14人について任期付職員での採用とされたが、本委員会での議論ではそのことも市立保育園の採用難に影響していると指摘があったところである。

園舎の老朽化も深刻な状況である。市立保育園5園のうち、3園は築年数が50年を超え、本委員会の視察においても建物の傷み具合がひどく、改修等が十分に行われていないとの指摘があった。また、IT及びDXの活用についても、ネットワークが不十分で、端末の台数が極めて少ない状況にある。国は保育現場においてもDXを推進し、補助等を行っており、市立保育園においても活用が望まれている。

また、こども家庭センターを中心とした施設連携の強化も課題である。市立保育園、民間保育園、子育てひろば(児童館)、児童発達支援センター「きらり」、保健センター、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、そして、小学校、学童保育所等との連携を有機的に進めていく仕組みづくりが必要である。

最後に、これら課題解決のための更なる財源確保の問題がある。本市は、普通地方交付税が交付されない不交付団体である。市立保育園の経費は普通交付税で措置されるものとされ、本市にはその交付がない。不交付団体は税収等で標準的な行政需要を賄えるものと総務省が算出した自治体であるが、本市の財政力指数は1.0程度であり、財政状況は非常に厳しい。その中で、市民1人当たりの児童福祉費は多摩26市で1位の水準であるとされている。ただし、その用途や費用対効果については、精査する必要がある。国や都の補助制度を活用して更なる財源確保に努めるとともに、児童福祉費の効果的な活用が求められている。

⑥ 地域の公民連携の不足

保育及び地域における子育て支援の拡充のためには、地域ごとに市立保育園と民間保育園が現場レベルで連携し、お互いの実践に学び合い、質を高めていく取組が不可欠である。

現在、小金井市では、民間保育園園長会での交流、合同研修、保育の質ガイドライン研修のほか、2022年6月から民間園も含めた市内各園の看護師による「ほけん根っこのワーク」が、翌年6月から栄養士による「おいしい給食研究会」を実施しているが、各園職員の現場レベルでの交流は十分ではない。研修においても、公民ともに職員繁忙のため、参加しにくい状況にある。こうした点を改善して地域ごとに公民連携を充実させる仕組みづくりが必要である。

2 市立保育園に求められる4つの役割

(1) 公立保育園の特性

市立保育園の役割を考えるにあたって、本委員会では、公立保育園の特性を整理した。公立保育園には次の5つの特性があると考えられる。

- ① 経験を積んだ人材を保有していること。人材の確保や定着がしやすい雇用の安定性を有していること。
- ② 市の組織力を活かし、地域の緊急事態にも対応できること。
- ③ 市の直営施設として、行政部門と直結しながらの横断的連携が可能であること。
- ④ 機能を恒常的に維持できること。
- ⑤ さまざまな子ども施策に関して、子どもの権利を保障する行政の責任を直接的に担い、実現することができること。

(2) 公民の関係についての議論の整理

公立保育園と民間保育園の関係については、次のように整理した。

・認可保育園（保育所）は児童福祉施設であるため、民間事業者であっても児童福祉の理念に基づいた事業を実施する責務があることはおさえておかなければならない。（児童福祉に反する事業内容となっている場合には、市が指導する責任がある。）

・基本的に障害児保育は、民間保育園でも行うべき責任がある。ただし、職員体制や設備の関係で制約がある場合もある。公立は民間で受け入れられないケースを率先して受け入れ、またその専門性・経験の蓄積を活かして、民間保育園がより広く障害児を受け入れられるように援助する役割が求められると考える。

・一時保育を要する要保護児童についてはすべての発見者は速やかに通報する義務がある。懸念があるが確かではない場合や一時保護には至らない場合（要支援家庭・児童）には、公民の保育施設はともに関係機関と連携しながら予防的支援を行うことが求められる。また、一時保護を解除されるなどとして家族再統合となり見守りが必要なため、公民の保育施設に児童相談所から要請がある場合もある。仮に、民間で対応が難しいケースがあった場合には、公立が率先して受け入れ、子どもの最善の利益を考慮した対応を行うことが求められる。

・「保育の質」は多面的であり、一元的な基準で論じることは難しい。公立は、直営施設という機関としての特色を持ち、職員の経験年数が長く、均質な保育を持続的に提供できるという特性があると言える。一方、民間施設はそれぞれに創意工夫をもって運営されており、そのあり方は多様である。

(3) 市立保育園に求められる4つの役割

公立保育園の特性と公民の関係についての整理を踏まえて、西東京市等における議論も参考にしながら、本市における市立保育園の役割は次の4つであると整理した。

- ① 地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割（学ぶ・つなげる）
- ② 難度の高い保育を率先して担う役割（取り組む）
- ③ 公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割（手を伸ばす）
- ④ 緊急時に地域の子どもと保育を守る役割（そなえる）

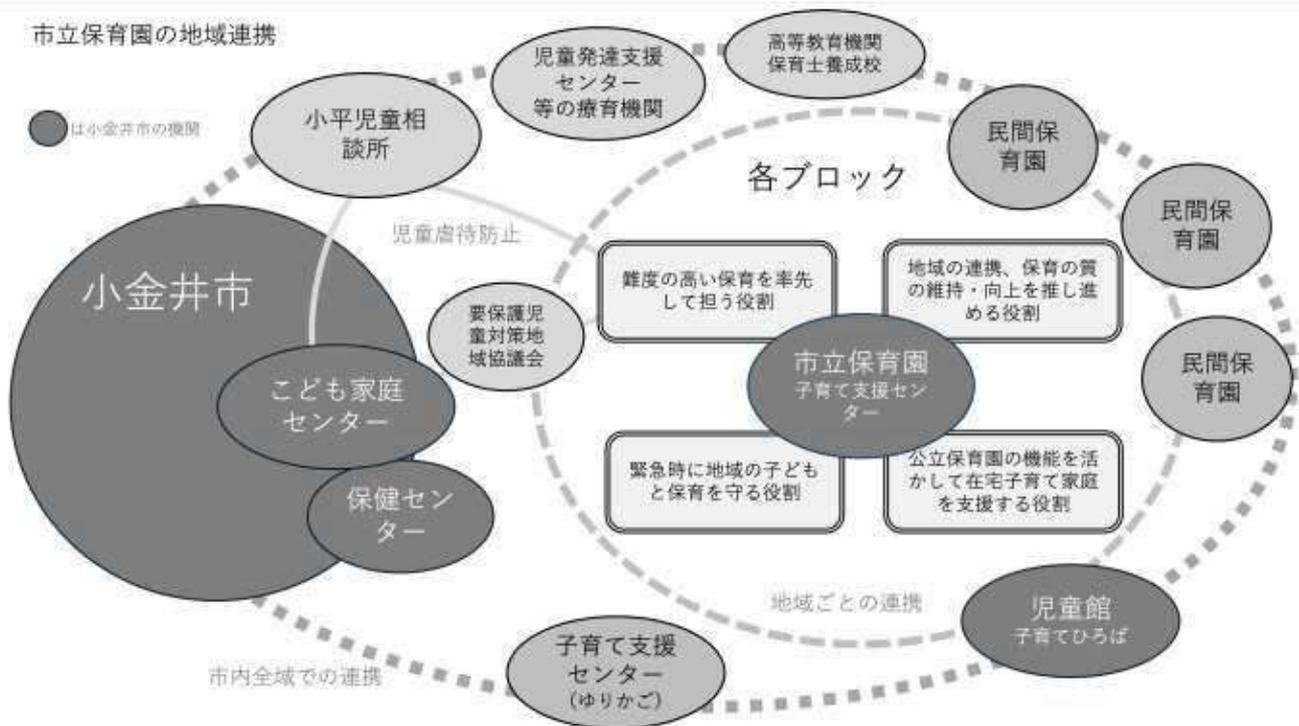
【市立保育園の役割の位置付け】

小金井市は、どの子ども、そしてどの親も一人にせず、安心して子育てが出来る環境の構築を目指している。近年増加する、多様なニーズを持つ子ども、家庭を含めた、インクルーシブな社会を実現するためには、保健、医療、福祉、教育、子育て等の関連分野が有機的に連携することが重要となる。その中核にはこども家庭センターが位置することになるが、保育所等はこども家庭センターと連携しながら、保育・子育て支援を通して、その一端を担う大きな役割を持つ。各公立保育所は行政機関としてその役割を主体的に担い、各地域の民間保育施設への協力・支援、連携の場づくりを行うことが求められる。

【市立保育園の役割】

No.	役割	公立として期待される機能
1	地域の連携、保育の質の維持・向上を押し進める役割 【学ぶ・つなげる】	<p>●地域の保育の質の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに準拠した保育を自ら行い、小金井市の保育のひとつの実践モデルとして存在する。 ・地域の民間保育施設と連携・交流し、学び合いの場をつくったり、蓄えられた専門性・経験値を活かした支援を行う。 ・園庭開放などにより民間保育施設の支援を行う。 ・小金井市が巡回支援や指導検査を実施するための人材を育成する。
2	難度の高い保育を率先して担う役割 【取り組む】	<p>●要配慮児、要支援家庭・児童の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する子ども（障害児、医療的ケア児）、要支援家庭・児童（外国籍、生活課題をかかえる、養育困難、虐待懸念）に寄り添い、行政機関として難度の高い保育に自ら率先して取り組む。 ・こども家庭センター、療育機関、医療機関などと連携する。 ・これらの経験知や専門性を蓄積し、民間保育施設との事例共有や必要な支援の提供等により、小金井市の支援体制を強化する。
3	公立保育園の機能を活かして在宅子育てで家庭を支援する役割 【手を伸ばす】	<p>●在宅子育て家庭の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の在宅子育て家庭への支援を、保育の専門性・経験知を活かして行う。 <p>●子育て支援センターとしての機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談（対面、電話、メールなど）、出前保育、母子保健事業に参加するアウトリーチの活動、一時保育（こども誰でも通園制度）などの実施を通して支援ニーズを発見する。 ・必要に応じて保育の実施による支援を行ったり、こども家庭センター等他機関と連携して支援をつなぐなど、幅広く臨機応変な支援を行う。 <p>●その他の家庭・地域への支援</p> <p>→必要に応じ高齢者との交流、小学生の居場所などのニーズにも応える。 ※現場から不安の声が大きいため削除かとのコメントあり。</p>
4	緊急時に地域の子どもと保育を守る役割 【そなえる】	<p>●地域の保育施設でのトラブル対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の保育施設でトラブル等による保育の停止などがあった場合には子どもの受け皿になる。 <p>●災害時等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市の災害時対応の一端を担い、市の機関として横断的に連携しながら、子育て家庭、保育施設の支援を行う（例 避難所での出前保育、復旧が遅れている保育施設利用者のための臨時保育、民間施設への支援物資提供の拠点になるなど。）

【図】市立保育園の地域連携



保育所等はこども家庭センターと連携しながら、保育・子育て支援を通して、その一端を担う大きな役割を持つ。市立保育園は行政機関としてその役割を主体的に担い、各地域の民間保育施設への協力・支援、連携の場づくりを行うことが求められる。

この観点から、市立保育園の役割を、上表のとおり4つに整理した。

第一の役割は「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」（学ぶ・つなげる）である。市立保育園は保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに基づく一つの実践モデルとして存在しなければならない。また、地域ブロックごとに民間保育園との連携・交流を図り、学び合いの場をつくること、その蓄えられた専門性・経験知を活かした支援を行うことが求められる。また、安全な砂場を有するなどの専用園庭のメリットを地域の民間保育園とも共有するなどの活動も推奨される。さらに、こういった活動を通して、市が行う巡回支援*や指導検査に携わることのできる人材を育成することも求められる。

*ここで言う巡回支援とは、障害児保育の支援として行われる巡回相談とは異なるもの。

第二の役割は「難度の高い保育を率先して担う役割」（取り組む）である。1で解説したとおり、障害児・医療的ケア児の支援、児童虐待予防を視野に入れた「切れ目のない」支援など、子育て世帯に身近な基礎自治体に多くの役割が期待されるようになっている。その実現のため、行政機関である市立保育園が、こども家庭センター等と連携し、さまざまな支援ニーズをもつ児童・家庭への支援を率先して担うことが強く求められている。同時に、支援事例を民間保育園とも共有するなど、公民が連携して地域の支援力を強化することが期待される。

第三の役割は「公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割」（手を伸ばす）である。在宅子育て支援については、児童館などの先行事業があるが、市立保育園は保育の現場を担う専門性、看護師や栄養士などの人材を活かした支援が可能である。すでに、市立保育園では国の「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」の内容の一部を実施し、こども家庭センターとの連携も図っているが、国の制度により地域担当保育士を配置することにより機能を充実させることが期待される。あるいは、国が区域ごと*に整備を求める地域子育て相談機関として機能することも考えられる。

*区域ごと：2024年に通知された実施要綱においては、徒歩15分以内、中学校区に1か所を目安に、段階的に地域子育て相談機関を整備するよう求めている。

第四の役割は「緊急時に地域の子どもと保育を守る役割」（そなえる）である。市立保育園が、行政が設ける子どものセーフティネットとして機能する。たとえば、地域の保育施設でのトラブル等で保育が不可能となった場合の子どもの受け皿となる役割。災害時において、市立保育園は福祉避難所として指定されているが、市の機関として横断的に連携しながら、特に子育て家庭や保育施設の支援を行うことが期待される。

3 市立保育園の役割を実現するための課題

市立保育園の4つの役割を踏まえて、これらの機能を拡充していくために必要な配置及び体制の確保を行う上で、次のような課題がある。

(1) 市立保育園の適正な配置

市立保育園の配置については、次の3つの観点から検討する必要がある。

- ① 保育ニーズ充足の見通し
保育定員の調整、年度途中入園枠の確保も視野に入れる。
- ② 適正な規模の地域ブロック
地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進めるため、市内を適正な規模のブロックに分け、各ブロックに市立保育園が配置されることが望まれる。
- ③ 地域の子育て支援体制の強化

市立保育園はすでに、一時保育を実施しつつ、こども家庭センターとの連携による緊急対応を受け入れており、地域の在宅子育て家庭の孤立防止、隠れた支援ニーズの発見と早期対応を行う支援機関として適正に配置されることが望まれる。

保育の専門機関として地域子育て支援拠点事業もしくは地域子育て相談機関の機能を児童館と役割分担することを検討すること。児童館（一部学童保育併設）は、学童保育の利用児童がふえている現状や、今後の学校・学童保育の連携を図る役割及び小学校高学年・中学生の居場所として役割も担うことも視野に入れる。

(2) 保育士の人員不足

令和7年4月1日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、任期付職員・会計年度任用職員では多くの欠員が生じており、正規職員に負担が掛かっている状況である。保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけ精一杯の現状が多数訴えられていた。負担の重さやワーク・ライフ・バランス維持の難しさから、退職者が更に増える恐れがある。

地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども・家庭の支援などの役割を担うためには、保育士等の欠員解消とともに、医療的ケア児対応に対する看護師なども含めた新たな役割を担う人員確保・拡充が必要である。

(3) 園舎の老朽化

子どもの安全確保、保育や子育て支援の効率的な実施のために建物の老朽化対策は急務である。保育園職員アンケートでも、施設の古さが原因で怪我が起こる、お湯が出ないなど、非常に問題がある状況が報告されている。

医療ケア児の受け入れのためには、医療器具を安全に利用できなければならない。また、地域の拠点、福祉避難所としてバリアフリー化も必要である。

4 市立保育園の在り方 ～課題への対応策

(1) 諮問された「5つの課題」への対応策

【諮問事項1】 園舎老朽化への対応

早急な対策が不可欠である。子どもの安全を守るため、必要な予算の確保に努める必要がある。こども誰でも通園制度実施園に対しては国の改修補助がある。

子ども・若者施策に関する複合施設化（合築）による建替えなども視野に入れるべきである。市内の学童保育所については大規模化が問題となっているが、学童保育所として整備する場合にも都の補助がある。また、児童館、児童発達支援センター等との合築も考えられる。（他自治体の合築例 資料50*西東京市は合築ではないので削除）

上記の対策を講じても予算確保が困難な場合には、施設数減も視野に入れる。

【諮問事項2】 保育定員の適正化

児童数の減少及び保育体制を踏まえて、市立保育園では3園で募集数の調整を、民間保育園では利用定員の調整を行っている。今後も、児童数が減少する見通しであり、公民ともに定員調整が必要になる。

市立保育園においては、定員を縮小することにより、保育士の欠員を解消や新たな役割を担うための保育士人材を確保することも考えられる。ただし、園庭のある市立保育園は現在も幼児クラスまで定員が埋まっている状況もあり、地域のニーズにも配慮する必要がある。また、年度途中の待機児童の発生について、市立保育園で対応していくことも視野に入れておきたい。

【諮問事項3】 保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保

保育の質を保ち、新たな役割を果たしていくためには、現在生じている保育士等の欠員の解消が欠かせない。その上で、新たな役割を担う人員の配置も必要である。

本答申により、市立保育園の今後への見通しが確立することにより、本市における保育士採用が改善されることを期待したい。なお、欠員の多くは任期付職員・会計年度任用職員で生じており、欠員を補うために必要な正規職員を確保する必要があると考えられる。

人員配置の予算を確保するためには、子育て支援センター併設による地域担当保育士の補助、国のこども誰でも通園制度又は都の多様な他者との関わりの機会創出事業等を実施することによる補助など国や都の各種補助金の積極的な活用も視野に入れるべきである。

【諮問事項4】 公立保育園の公費負担

【諮問事項5】 自治体経営の観点（市立保育園5園維持の困難）

市全体の保育の質を維持・向上させていくために、市立保育園には本答申に示した役割を果たすことが求められており、その実現に向けた予算を確保し、それぞれの機能に必要な人員・人材を配置し、老朽化施設を改善することが不可欠である。

公費の配分等については、子どもの利益を第一に適正化されるよう検討していただきたい。たとえば、本市の保育料は比較的低めであり、その適正化も考えられる。保育料は、東京都が第一子も無償化を実施する方針を示しているが、それが実施された場合には、現在、市独自で保育料を軽減している財源も、これらの取組に充てるべきである。また、民間保育施設への補助について、保育士配置など保育の質により連動させる

ことなども検討されたい。

これらを前提としつつ、財政問題が克服できず、子どもの安全確保・保育の質確保に懸念がある場合には、園数での調整も視野に入れる。

(2) 市立保育園の役割の速やかな実現のために<まとめ>

- 市全体の保育の質の維持・向上のためには、何より行政・市立保育園・民間保育園の信頼関係が不可欠である。民間保育園の自律性・多様性を尊重しつつ強みを活かし、関係機関とも連携していく公民連携の仕組み（ネットワーク）づくりを進めなければならない。また、在宅家庭の子育て支援の観点からは、子育て支援拠点・相談機関等が連携しつつ主たる担当地域をもち、子育て家庭に身近な支援者として存在することが求められる。

これらのことから、市内を適正な地域ブロックに分け、それぞれに市立保育園を配置することにより、保育および子育て支援の提供をていねいに行っていくことが望まれる。

- 市立保育園の配置については、現行の5園体制であれば地理的にも身近であり、子ども・家庭に目が行き届きやすい利点があるが、人員確保・老朽化対策は深刻である。
(1) に示した対応策が実現困難な場合は園数や定員の調整も視野に入れざるを得ない。その場合にも、次のような条件を満たせるよう検討すべきである。(資料 63、64 参照)

- ① 市内を適正な地域ブロックに分け、各ブロックに市立保育園が1園ずつ配置されるようにすること。
- ② ブロックは、できるだけ人口や所在する保育施設の数が偏らないように設定すること。
- ③ 市内のどこからも子連れで歩いて15分程度以内に子育て支援拠点もしくは相談機関が存在するようにすること。

- 委員会では、地域を5～2ブロックに分けた場合について検討してみた（以下は、第9回委員会で意見を出してまとめる）

<周辺市との比較・資料 64> 1園当たりの児童数や民間施設数が少ないほうが、連携や支援がしやすいと考えられる。

5ブロックに分けた場合：周辺26市と比べて、1園当たりの児童数の少なさでは10位、民間保育施設数の少なさでは14位である。

4ブロックに分けた場合：周辺26市と比べて、1園当たりの児童数の少なさでは15位、民間保育施設数の少なさでは16位である。

3ブロックに分けた場合：周辺26市と比べて、1園当たりの児童数の少なさでは16位、民間保育施設数の少なさでは16位である。

2ブロックに分けた場合：周辺26市と比べて、1園当たりの児童数の少なさでは17位、民間保育施設数の少なさでは20位である。

<市内各地域との関係・資料 63> 地図に市立保育園から徒歩15分の円を描いた場合、5園の場合：北中央部分と南中央部分に若干の含まれない地域があるものの、おおむね市内全域が円の中に含まれている。

4園の場合：含まれない地域は5園の場合と大きくは変わらない。

3園の場合：含まれない地域は南中央から東にかけての地域で含まれない地域が大き

くなる。

2園の場合：上記に加え南側の地域で含まれない地域が大きくなる。

<こまやかな検討の必要>

上記のようなデータに基づき、各市立保育園の定員充足度や待機状況、各地域に存在する子育て支援拠点・相談機関との関係なども見る必要がある。

(3) このほか、今回検討した小金井市の保育の現状から求められること。

- 少なくとも2～3年で市内全保育園に対して指導検査を実施できるように、都との合同での指導検査に加えて、体制を整備して、市単独で指導検査を行うこと。
- 障害児保育の実施を助けるために、市が専門人材を派遣する巡回相談制度を民間園にも行き渡るように拡充すること。
- 地域の教育機関との連携を、公民の保育園の意見を聞きながら、市が構築する。
- DXを積極的に活用して、民間保育園との連携を進め、市立保育園における事務負担軽減を図ること。
- 裁判の判決を受けて入園したさくら保育園在園児童については、少なくとも同年齢児童との活動ができるように市立保育園条例の改正を検討し、速やかに募集を行うこと。

メモ

- 委員提出のイメージ図から連携関係を除き、4つの役割の効果をイメージさせる図として掲げるか？
- 幹事園、基幹園、拠点園などの呼称を検討する。
- 「市立保育園の役割の速やかな実現」に向けた進め方（ステップ）を記入するか？

資料 Xa 民間団体調査における小金井市の保育のデータ

民間団体「保育園を考える親の会」の年次調査「100 都市保育力充実度チェック 2024 年度版*」の主要指標における小金井市のデータ

*首都圏および政令市 100 市区を対象に調査。都下は 26 市中都心により近い 22 市を対象としている。

① 入園決定率 (認可保育園、認定こども園、地域型保育の「新規入園者数÷新規入園申込者数」)

小金井市	87.1%
都下 22 市平均	78.8%
94 市区平均*	79.1%

*有効回答市区

② 公立保育園設置率 (全認可保育所数に占める公設公営園の割合)

小金井市	11.4%
都下 22 市平均	12.4%
100 市区平均	16.6%

③ 公立保育園の民営化

小金井市	実施していない
100 市区	79 市区が実施

④ 園庭保有率 (全認可保育所のうち敷地内に基準を満たす園庭を保有している園の割合)

小金井市	38.6%
都下 22 市平均	78.5%
100 市区平均	70.0%

⑤ 認可保育所の保育士配置基準で 1 歳児を 5 対 1 としているかどうか (国基準は 6 対 1)

小金井市	公立と昔からある民間園のみ実施、新規の民間園は国基準
都下 22 市	公民全園実施は 16 市、公立のみは 4 市区、全園国基準は 2 市
100 市区	公民全園実施は 56 市区、公立のみは 28 市区、全園国基準は 16 市区

このほか、都下 22 市では、障害児加配など子どもの人数との比率によらない部分での保育士配置に東京都旧基準を基本とした上乗せを行なっている自治体が多いが、小金井市は一部が国基準となっている。

⑥ 障害児保育の実施率 (全認可保育所のうち障害児受入可能な園の割合)

小金井市*	79.5%
都下 22 市平均	96.7%
100 市区平均	94.9%

*小金井市は公立 100%、民間 68.2%

⑦ 延長保育実施率、平均実施時間（認可保育所で集計。平均実施分数は未実施園を0分とした算入）

	実施率	平均実施分数
小金井市	100.0%	86.5分
都下22市平均	93.4%	79.0分
100市区平均	93.9%	78.6分

⑧ 1歳児保育料（総務省「令和4年度家計年報」から設定した中間的世帯収入で回答）

小金井市	18,800円
都下22市平均	25,514円
91市区平均*	31,876円

*回答指標が異なる9市を除外。

骨子案から素案への主な変更点

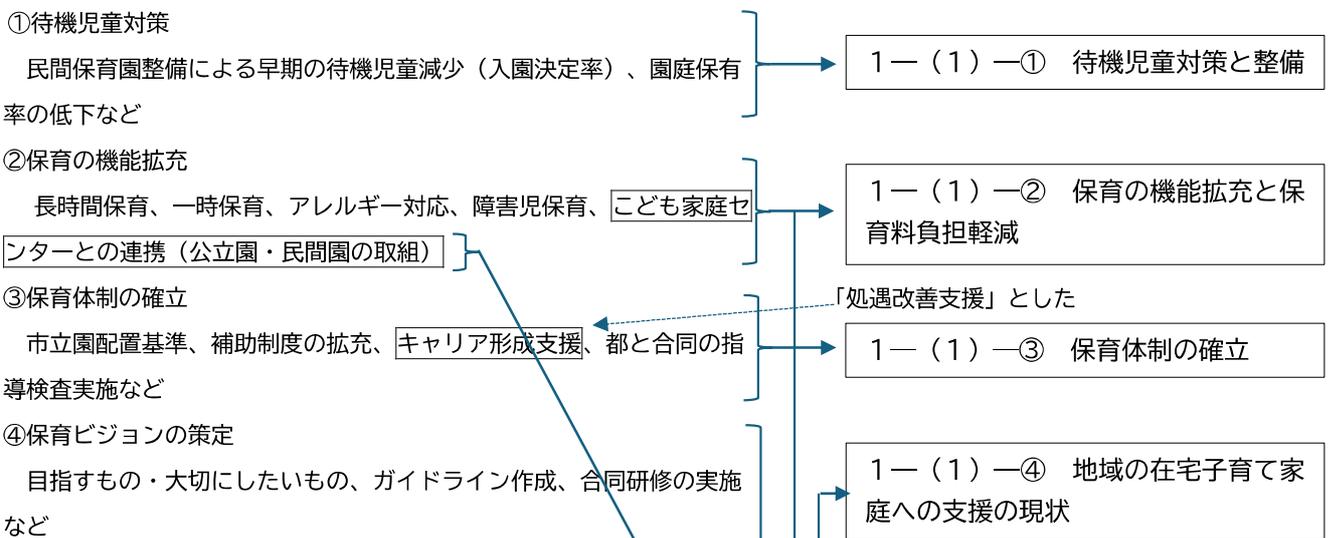
<骨子案の記述>

<素案たたき台への編入箇所、補足内容>

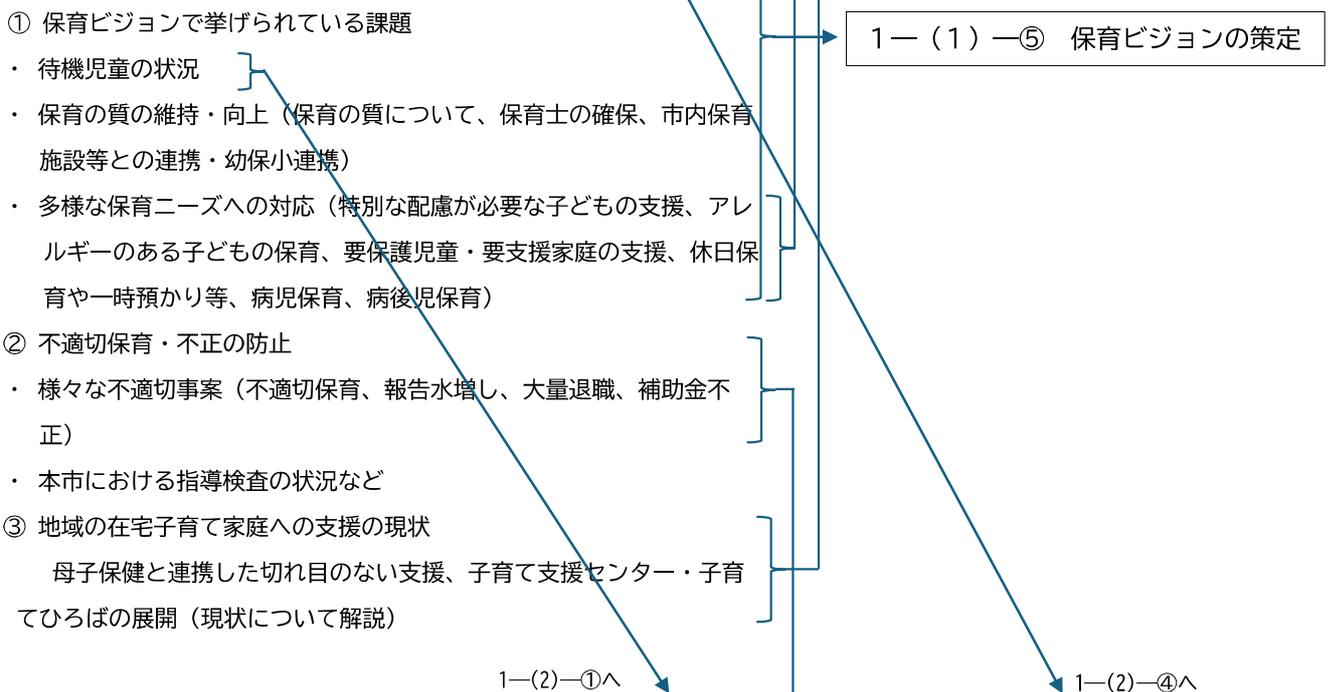


1 小金井市における保育等の現状 *データを示しながらよいことも悪いことも触れる

(1) 小金井市における保育の取組



(2) 小金井市全体の保育・子育て支援の質向上に向けて



(3) 小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題

① 年少人口及び保育園の必要利用定員の見込み

全国的な少子化傾向、新「のびゆくこどもプラン」の推計値。児童数は減少へ（特に0・3～5歳児）

② 保育の量の拡充から質の拡充へ

国の配置基準改定など質向上の動き、小金井市の保育の質の維持・向上策

③ すべての子どもの権利保障、地域の子育て支援の拡充

- ・国の子ども施策の前進（こども基本法、こども家庭庁の設立、「こどもまんなか」へ）、小金井市の子どもの権利条例の制定
- ・国の在宅子育て支援・保育の拡充策（一時保育・こども誰でも通園制度、こども家庭センターの新設等虐待防止と切れ目のない支援、医ケア支援・障害児支援などインクルージョン施策）と、これらについて小金井市の現状（障害児保育の状況も述べる）

④ 市立保育園が直面する問題（保育人材の不足、保育士の雇用の不安定化、園舎の老朽化、IT化に必要な設備の不足（国政策も説明）、施設連携の強化、更なる財源確保の困難など）

⑤ 地域の公民連携の不足

保育・地域子育て支援の拡充のためには、地域ごとに市立保育園・民間保育園が連携していくことが求められている。市では、個別の合同研修の他、保育の質ガイドライン研修、ほけん根っとうワーク、おいしい給食研究会を実施しているが、十分ではなく、公民ともに職員も繁忙のため、参加しにくい状況にある。

1－(2)－① 待機児童対策および必要利用定員の見通し

1－(2)－② 保育の量の拡充から質の拡充へ

1－(2)－③ すべての子どもの権利保障と多様な支援ニーズへの対応

1－(2)－④ 地域の子育て支援の拡充

1－(2)－⑤ 市立保育園が直面する問題

1－(2)－⑥ すべての子どもの権利保障と多様な支援ニーズへの対応

障害児・医療的ケア児の支援策の強化が求められていることを補足。

第2章



「市立保育園の役割」の下に、役割の内容を詳しく解説した。

第3章



骨子案に記されていた内容をふくらませ、補足した。

第4章



- (1) 【諮問事項2】追加で市立保育園は定員充足立が高いことを指摘した。
- (1) 【諮問事項3】市立保育園の正規職員の確保が必要であることを指摘した。
- (2) 第1点に、公民連携に加え、在宅子育て支援の観点からも、市内を適正な地域ブロックに分けて、各ブロックに市立保育園を配置する必要があることを補足。
- (2) 第2点に、園数や定員の調整を視野に入れる場合の条件について補足。
- (2) 第3点として、資料64・63をもとにしたデータの検討、その他に検討すべき点について追加。
- (3) 市に求められることとして、市独自の指導検査体制を強化することを補足。